（認証第１号様式）

自動車分解整備事業認証申請書

中部運輸局長　殿

年　　月　　日

（ふりがな）
申請者の氏名又は名称　　印

〒
申請者の住所

電話番号

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え自動車分解整備事業の認証を申請します。

（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地 （電話番号）	〒

自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業	
	小型自動車分解整備事業	
	軽自動車分解整備事業	

対象とする自動車の種類及び装置の種類（対象とする装置の種類は、下欄の該当する番号等を記載する。）								
普通（大）	普通（中）	普通（小）	普通（乗）	大　特	小　四	小　三	小　二	軽
○全装置　１原動機　２動力伝達装置　３走行装置　４操縦装置　５制動装置　６緩衝装置　７連結装置								

その他業務の範囲の限定	限定なし	
	軽油を燃料とする原動機を除く	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く	
	カタピラ付大型特殊自動車に限る	

分解整備工員数	整備士数（整備士保有率　　％）			整備士以外の分解整備工員数	合計
	一級	二級	三級		

宣誓書
道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名
印		印	
印		印	
印		印	

当社の役員全員は、
私は、　道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。

（代表役員の役職名）　　（氏名）　　印

連絡先	担当者の氏名		職名		電話番号	

注）１．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。
２．代表役員が役員全員について、法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓するときは、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。この場合、他の役員は役員個々の氏名を記載することで足りる。
また、役員欄が不足する場合は、別途名簿を作成し添付すること。

道路運送車両法第８０条第１項第２号（抜粋）

申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ　１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ロ　第９３条に規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第１０３条第２項の公示の日前６０日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）

ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

（認証第２号様式）（指定第１３号様式）

自動車整備事業の 事業の種類等変更申請書 （変更・廃止・相続・合併・分割・譲受）届出書

中 部 運 輸 局 長　　殿

年　　月　　日

（ふりがな）
申請者(届出者)の氏名又は名称　　印

〒　　－
申 請 者 (届 出 者) の 住 所
TEL

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え自動車整備事業の（申請・　　を届出）をします。

（ふりがな） 事 業 場 の 名 称	
事業場の所在地	〒　　－　　TEL

分解整備事業関係	認証番号･年月日		第　　号　　年　　月　　日							
	申請又は届出の理由		1．事業の種類の変更 2．対象とする自動車の変更 3．対象とする装置の変更 4．その他業務の範囲の変更	A．相　続 B．合　併 C．分　割 D．譲　受	ア．事業者の氏名・名称又は住所の変更 イ．役員の氏名の変更 ウ．事業場の名称の変更 エ．事業場の所在地の変更(移設・行政区画) オ．屋内作業場の変更(移設・増設・ﾚｲｱｳﾄ)					
			E．廃止(理由：経営不振・倒産・工員不足・事業合理化・移転、立ち退き・転業・合併・協業組合への参加・後継者難・自己都合・その他（　　))		工員数　　人					
	新	事業の種類	普通自動車分解整備事業　・　小型自動車分解整備事業　・　軽自動車分解整備事業							
		対象とする自動車	1.普通(大)	2.普通(中)	3.普通(小)	4.普通(乗)	5.大 特	6.小 四	7.小 三	8.小 二	9. 軽
		対象とする装置									
		その他業務の範囲									
	旧事業場	事業の種類	普通自動車分解整備事業　・　小型自動車分解整備事業　・　軽自動車分解整備事業							
		対象とする自動車	1.普通(大)	2.普通(中)	3.普通(小)	4.普通(乗)	5.大 特	6.小 四	7.小 三	8.小 二	9. 軽
		対象とする装置									
		その他業務の範囲									
	※ 対象とする装置		1.原動機 2.動力伝達装置 3.走行装置 4.操縦装置 5.制動装置 6.緩衝装置 7.連結装置							
	※ その他業務の範囲		A．なし　B．軽油を燃料とする原動機を除く　C．ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く　D．カタピラ付大型特殊自動車に限る							
	旧事業場（該当欄のみ記入）	事業者の氏名･名称（譲渡の場合）	譲渡証明書　（　　年　　月　　日） 自動車分解整備事業を上記届出者に譲渡したことを証明します。 （代表役員の役職名）　（氏名）　印							
		事業者の住所								
		事業場の名称								
		事業場の所在地								
	変更等の年月日		年　　月　　日							

指定整備事業関係	指定番号･年月日	指第　　号　　年　　月　　日			
	申請又は届出の理由	2．対象とする自動車の変更 4．その他業務の範囲の変更	E．廃　止 (理由　　)	カ．検査場の位置又は面積 キ．検査用機械器具の名称、型式又は数 ク．共用設備の所有者の氏名又は名称及び所在地	
	対象とする自動車	普通(大・中・小・乗)・大特・小四・小三・小二・ 軽		その他業務の範囲	
	※旧事業場（該当欄のみ記入）	対象とする自動車	普通(大･中･小･乗)・大特・小四・小三・小二・軽	その他業務の範囲	
	工員数	人	変更等の年月日	年　　月　　日	

連絡先	担当者の氏名		職名		電話番号

注）①「申請又は届出の理由」欄中１～４の申請については、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。また、同欄中Ａ～Ｄ、ア～クの届出については、記名のみとする。
②標題、「事業の種類」、「対象とする自動車」、「申請又は届出の理由」欄は、該当する項目に○を付すこと。
③「対象とする装置」及び「その他業務の範囲」欄は、「※対象とする装置」又は「※その他業務の範囲」欄の該当する番号又は記号を記入すること。なお、指定関係の「その他業務の範囲」については、認証関係の「※その他業務の範囲」を準用し、「原動機」とあるのは「自動車」と読み替えて記入すること。また、全ての装置を対象とする場合は、「対象とする装置」欄は空欄とする。
④「旧事業場」欄は、変更前と変更後に相違がある箇所のみ記入すること。また、変更前の事業場において、その他業務の範囲が「ガソリン自動車」又は「ジーゼル自動車」に限定されている場合は、旧事業場欄の該当する部分に、それぞれ「ガソリン」、「ジーゼル」と記入すること。
⑤「工員数」欄は、指定の「対象とする自動車」に「大特」を含む場合及び「廃止」の場合に記入すること。

（認証第２号様式の２）

役 員 名 簿 等 一 覧 表

年　　月　　日

役員（変更）一覧表			
宣誓書 道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。			
新		旧	
役　職　名	氏　　名	役　職　名	氏　　名
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		

※　当社の役員（新任）全員は、道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しない者であることを宣誓します。

代表役員の役職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

変 更 対 象 事 業 場 一 覧 表

認証番号	指定番号	事業場の名称	旧事業場の名称
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		
第　　号	指第　　号		

注）①「新」の欄は、現役員全員を記入する。なお、役員の氏名の変更届出の場合は、「新」の欄は新任役員を、「旧」の欄は解任役員を記入すること。

②「※」欄は、代表役員が役員（新任）全員について法第８０条第１項第２号に該当しない者であることを宣誓するときは氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、署名は本人が自署すること。この場合、他の役員は役員個々の氏名を記載することで足りる。

③「変更対象事業場一覧表」欄は、２以上の事業場を有している場合に記載すること。

道路運送車両法第８０条第１項第２号（抜粋）

申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ　１年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ロ　第９３条に規定による自動車分解整備事業の認証の取消しを受け、その取消しの日から２年を経過しない者（当該認証を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所に関する第１０３条第２項の公示の日前６０日以内に当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）

ハ　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人であって、その役員のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

（認証第３号様式）（指定第４号様式）

方　位

○

最寄りの交通機関から事業場までの略図

所在地

注．事業場と同一敷地以外に基準外の車両置場を有する場合、略図の中に位置を記入すること。

（認証第３号様式）（指定第４号様式）

認証番号	第　　号	認定番号	認第　　号	指定番号	指第　　号
認証年月日	年　月　日	認定年月日	年　月　日	指定年月日	年　月　日

自動車整備事業概要

事業者の氏名又は名称		住　所	〒 TEL<　　>　　－ FAX<　　>　　－
事業場の名称		所在地	〒 TEL<　　>　　－ FAX<　　>　　－

認証	自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業　・　小型自動車分解整備事業　・　軽自動車分解整備事業								
	対象とする自動車	1．普通（大）	2．普通（中）	3．普通（小）	4．普通（乗）	5．大特	6．小四	7．小三	8．小二	9．軽
	対象とする装置 注 1	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7	1.2.3.4.5.6.7
	その他業務の範囲 注 2.3	A　B　C　D　E　F								
指定	対象とする自動車	1．普通（大）	2．普通（中）	3．普通（小）	4．普通（乗）	5．大特	6．小四	7．小三	8．小二	9．軽
	その他業務の範囲等 注 2.3.4	A　B　C　D　E　F　G								
	特定指定の有無 注 5	有　無	検査機器の共用	一部　全部	自動車検査員の兼任	有　無				
公害防止対策		油水分離槽　　槽	業態別の工場区分 注 6	専業・ディーラー・自家						

注）１．対象装置欄の番号は、次のとおり。１．原動機　２．動力伝達装置　３．走行装置　４．操縦装置　５．　制動装置　６．緩衝装置　７．連結装置
２．その他業務の範囲欄の記号は、次のとおり。ただし、（　）内は指定自動車整備事業のその他業務の範囲。Ａ．限定なし　Ｂ．軽油を燃料とする原動機（自動車）を除く　Ｃ．ｶﾞｿﾘﾝ又は液化石油ｶﾞｽを燃料とする原動機（自動車）を除く　Ｄ．ｶﾀﾋﾟﾗ付大型特殊車に限る
３．現在認証されているその他業務の範囲が、「ｶﾞｿﾘﾝ自動車」「ｼﾞｰｾﾞﾙ自動車」に限定されている場合は、それぞれＥ（ｶﾞｿﾘﾝ自動車）、Ｆ（ｼﾞｰｾﾞﾙ自動車）に○を付すこと。
４．指定自動車整備事業の対象とする自動車に大型特殊自動車が含まれ、工員数が４人の場合はＧ（工員数４人）に○を付すこと。
５．他の指定工場等の検査設備の一部又は全部を共用することにより指定を受けた工場をいう。
６．業態別欄等の工場区分は次による。
(1)専業工場：ディーラー工場及び自家工場以外のもの。
(2)ディーラー工場：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の工場。
(3)自家工場：主として、自企業又は系列企業が保有する車両の整備を行う工場。

（認証第３号様式の２）
（指定第４号様式の２）

事　業　場　平　面　図

認証番号	第　　号	指定番号	指第　　号

作業場等名		面積 ㎡	間口 m	奥行 m	高さ m	床面の状況	備考（建屋入口高さ m）	作業場等名		面積 ㎡	間口 m	奥行 m	高さ m	床面の状況	備考（建屋入口高さ m）
屋内現車作業場	車両整備作業場							完成検査場							
	点検作業場							洗車場							
部品整備作業場（機械加工）								その他作業場	板金・塗装						
車両置場															

注　指定事業者について
１．点検作業場と完成検査場が同一の場合は、完成検査場に記入すること。
２．作業場の配置が認証と指定と異なる場合は、指定の寸法、面積を（　　）で記入すること。

方　位

注　指定事業者について
１．認証を受けた屋内作業場は太線とし寸法を記入すること。
２．作業場名は指定を基準として記入すること。
３．完成検査場又は車両置場が同一敷地内にない場合においても記入すること。
４．作業の流れ（整備前－赤色・整備後－青色）及び主要機器の配置状況を記入すること。

（色別）　現車作業場（黄）　部品整備作業場（燈）　車両置場（緑）　完成検査場又は点検作業場（赤）　その他作業場（紫）

注・主要機器…①オイル・バケットポンプ　②ホイル・バランサ　③フリーローラ　④ラジエータ・キャップ・テスタ
⑤電子計測機器　⑥検車装置

（　　年　　月　　日現在）

（認証第５号様式）

作 業 機 械 等 一 覧 表

認証番号	第　　号	指定番号	第　　号

区分	名　　称	能　力　寸　法　等	数量	備考
作業機械	プレス	N　油圧・手動		A
	エア・コンプレッサ	出力　kw・圧力　MPa・タンク容量　ℓ		
	チェーン・ブロック	t		AE
	ジャッキ	t×　基・　t×　基		AF
	バイス	口金幅　㎜		
	充電器	充電電圧　６V・１２V・２４V		G
作業計器	ノギス	測長　㎜		
	トルク・レンチ	N･m		
点検計器及び点検装置	サーキット・テスタ	直流電圧　V　・　交流電圧　V 直流電流　A　・　抵抗　Ω		
	比重計	大　・　小		G
	コンプレッション・ゲージ	ガソリン車　MPa・ジーゼル車　Mpa		GO
	ハンディ・バキューム・ポンプ	最高　KPa		H
	エンジン・タコ・テスタ	RPM		I
	タイミング・ライト	V用		DG
	シックネス・ゲージ	枚　㎜		J
	ダイヤル・ゲージ	㎜		F
	トーイン・ゲージ	㎜		ABCK
	キャンバ・キャスタ・ゲージ	式		ABCK
	ターニング・ラジアス・ゲージ			ABCK
	タイヤ・ゲージ	KPa		CL
	検車装置	検車台　・　ピット　・　リフト　t		AF
	一酸化炭素測定器	型式（　　）　%		DG
	炭化水素測定器	型式（　　）　ppm		DG
工具	ホイール・プーラ	型式（　　）		AM
	ベアリング・レース・プーラ	型式（　　）		AN
	グリース・ガン／ シャシ・ルブリケータ	型式（　　）吐出力　MPa		
	部品洗浄槽	横　㎝×縦　㎝×深　㎝		

A 小型二輪を対象とする事業場には不要
B 小型三輪を対象とする事業場には不要
C 大型特殊(カタピラを有する)を対象とする事業場には不要
D ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場には不要
E 対象とする装置の種類で動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置のみを行う事業場には不要
F 対象とする装置の種類で連結装置のみを行う事業場には不要
G 対象とする装置の種類で動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
H 対象とする装置の種類で走行装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
I 対象とする装置の種類で走行装置、制動装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
J 対象とする装置の種類で緩衝装置のみを行う事業場には不要
K 対象とする装置の種類で動力伝達装置、制動装置、連結装置のみを行う事業場には不要
L 対象とする装置の種類で動力伝達装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
M 対象とする装置の種類で原動機、動力伝達装置、操縦装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
N 対象とする装置の種類で原動機、操縦装置、緩衝装置、連結装置のみを行う事業場には不要
O 内燃機関の点検を行わない事業場には不要

（認証第６号様式）

認証番号	第　　号	指定番号	指第　　号

整備主任者（選任・変更）届出書

平成　　年　　月　　日

運輸支局長　殿

（ふりがな）
届出者の氏名又は名称

届出者の住所

電話番号

道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第２項の規定により別紙書面を添えて整備主任者の選任（変更）を届出します。

（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	（電話番号）

	氏名	生年月日	自動車整備士合格証書番号	整備主任者の経験		統括管理業務開始の年月日
新規届出者		昭和 平成　・　・		有	無	平成　・　・
		昭和 平成　・　・		有	無	平成　・　・
		昭和 平成　・　・		有	無	平成　・　・
		昭和 平成　・　・		有	無	平成　・　・
		昭和 平成　・　・		有	無	平成　・　・

	氏名	生年月日	統括管理業務開始の年月日
引続き主任者となる者		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・
		昭和 平成　・　・	昭和 平成　・　・

	氏名	解任年月日
解任した者		平成　・　・
		平成　・　・
		平成　・　・
		平成　・　・
		平成　・　・

受付印

注　１．新規届出者の自動車整備士合格証書（写）等、一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していることを証する書面を添付すること。